

平成15年9月2日

支部長 各位

日本ばら切花協会

会長 神生賢一

ばら自家増殖・改植の履行と実施方について

このことについて、本協会と第一園芸で取り交わした契約条件に従い、事業の円滑な推進を図りたいと存じます。

会員の皆さんへの周知徹底をお願い申し上げます。

以下、生産者が直接する作業を列記します。（フローチャート参照）

記

- (1) 増殖本数を（別紙1）に記入し、事前に日ばら事務局に報告する。
- (2) 栽培契約書が第一園芸から生産者に直接送付される。
- (3) 契約に従い、定植本数を日ばら事務局に報告する。
- (4) 本数の報告と同時に、ロイヤリティーは10%引きに、プラス事務費1円を日ばらの指定銀行に納金する。

例 100円 - 10円 + 1円 = 91円（納入）

（指定銀行）

三菱UFJ

ハマツショウ

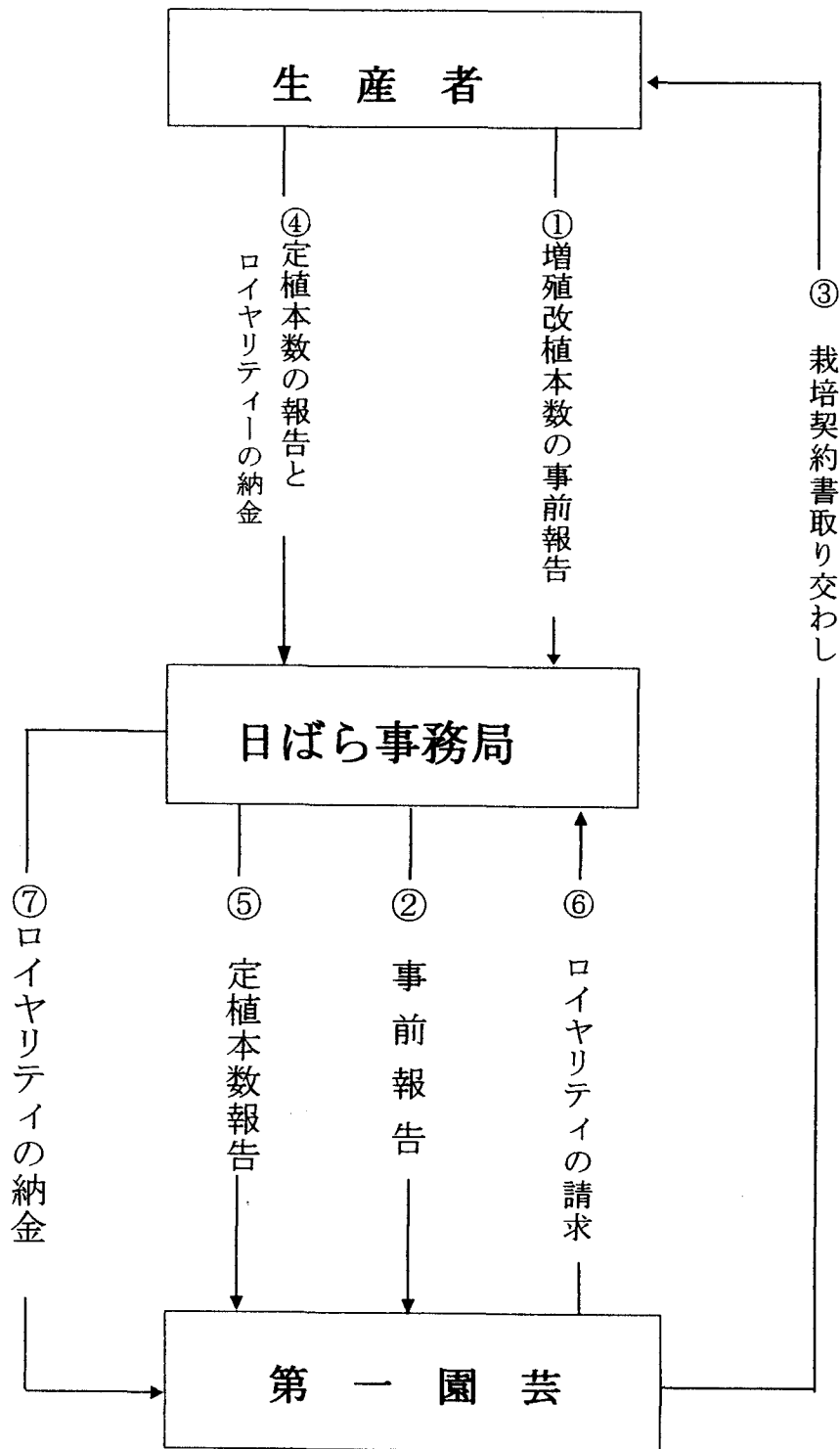
三井住友銀行

浜松町支店

普通 7059138

日本ばら切花協会

自家増殖・改植権のフローチャート



備考 ①～⑦は手続きの順序を示す。

